

子處言して「いまだ及ばず」といふ」といひて、湯を乞ひ身を洗ひ、姫姿を易  
 著、脚踏きて掌を合せ、香炉を擎持ちて、香を焼き西に向き、すなはち日の  
 申時に命終る。既にして仏師多利磨、遺言を受け、彼の十一面観音の像を造り、  
 因りて開眼供養すること已に訖る。今能心寺の塔の本に居くなり。實に曰は  
 く「嗟呼、慶しきかな、三間名千伎の氏の大徳、内に聖の心を密し、外に凡の  
 形を現す。俗に著き色に触れたれども戒の珠を染めず。没に臨みて西に向ひ、  
 神を走せて異を示す」といふ。誠に知る、是れ聖にして凡にあらざることを。

女人石を産生み之れを以ちて神として齋く縁 第三

十一

美乃国方県郡水野郷權見村に一の女人有り。姓は原氏なり。年二十有余歳  
 に迄りて、嫁はず通がずして、身懷任む。三年を逕て、山部天皇の世の延暦  
 元年癸亥の春二月の下旬に、一の石を産生む。方丈五寸にして、一は  
 色青と白との斑、一は色草青し。年ごとに増長す。比べる郡有り。名けて淳  
 見と曰ふ。是の郡の部に、大神有り。名けて伊奈婆と曰ふ。卜者に託きて言

はく「其の産める二の石は、是れ我が子なり」といふ。因りて其の女の家の内  
 に、忌籬を立てて齋く。往古より今來、いまだかつて見聞がず。是れまた我が  
 聖朝の奇異しき事なり。

網を用て漁る夫海の中の難に値ひて妙見菩薩を憑願ひ

て命を全くすること得る縁 第三十二

吳原忌寸名姝丸は、大和国高市郡波多里の人なり。幼きときより網を作り、  
 魚を捕ることを業とす。延暦二年甲子の秋八月の十九日の夜に、紀伊国  
 海部郡の内に到り、伊波多岐嶋と淡路国との間の海に、網を下して魚を捕る。  
 魚を捕る人三の舟に乗りて九人有り。忽に大風吹きて彼の三の舟を破り、  
 八人溺れ死ぬ。時に名姝丸、海に漂ひて心を至して妙見菩薩に帰り、願を發し  
 て言さく「我が命を濟助けたまはば、我が身を量りて妙見の像を作りたてまつ  
 らむ」とまうす。海に漂ひて波を拒ぎ、身疲れ心惑ふ。寐たる如くして覚むる  
 こと無し。屹なる天に覚めて睜れば、身は彼の部の蚊田浦の浜の草の上に在  
 り。ただし一のみ濟はる。己が身を量りて像を作りて敬ふ。嗚呼、異しきかな、

我阿羅斯等説話に登場する白石は、難波の比売  
 語社と豊國の比売語社との二処に祭られた  
 とされるので二個であろう。磯姓にかかわる石  
 の例には、鎮懐石伝承の他に書紀雄略天皇三  
 年四月の雄略皇女説話がある。三一「刃が五寸  
 の立方体ぐらゐの体積。一丈は、おおききの意。  
 三原撰本の成立した延暦六年は、まだこの石  
 の増長がつついていたであろう。四岐阜市。  
 五統日本後紀・承和十二年(延喜七月十六日条  
 に、美濃国厚見郡の無位の伊奈波神に從五位下  
 が授けられているのがみえる。岐阜市に伊奈波  
 神社が所在。六上中巻序。  
 七神の世界を人の世界から区別するための垣。

第三十二縁 造像の縁起説話。すでに文書化  
 されていたか。

八上巻十一縁 下巻二十五縁では、網を用い  
 て漁をすること自体が悪とされているが、本説  
 話にはそのような考をみえない。  
 九「我北原皇、名曰妙見、一原皇中勝勝(七  
 八八)善師説大陀羅尼神呪經(二)とあるように  
 北辰を本体とする善徳であるので、航海を導き、  
 海難を救う力を有した。円仁の入唐求法巡礼行  
 記に、漂流の間に口に観音、妙見を称えた、と  
 いう記事がある。三〇未詳。本説話以外に所伝  
 をみない。三一奈良高市郡高野町あたりか。  
 三二七八三年。ただし、延暦二年は癸亥。甲子  
 は延暦三年。下巻三十縁。延暦三年の秋分は  
 八月十八日(日本曆日原典)。本説話の時は、  
 後代に「夜皇」と称された期間にあたる。本書で  
 海難が描かれた説話で日時が明記された下巻二  
 十五縁、三十二縁、がいずれも彼岸の期間にか  
 かわるのは偶然ではないであろう。  
 三紀淡海峰。「伊波多岐嶋」は未詳。和歌山市

加太の友ヶ島か。四日時、舟の数、人数など  
 が詳細に記述されている。すでに文書となつて  
 いたものに拠つたのであろう。五自分の身長  
 と同じ身長にして。六和歌山市加太。朝海道の  
 駅があり、ここから淡路国由良駅へは海路。

第三十三縁 聖業についての現報説話。延暦

六年原撰本では、本説話が末尾に位置してい  
 たと推定される。末尾に付された経典の引用  
 文「長さは、本説話の位置に関係するか。  
 一未詳。本説話以外に所伝をみない。  
 二和歌山県日高郡、御坊市あたり。  
 三未詳。四七八五年。  
 五戸令に「凡国守、毎一年二巡行属郡」とみえ  
 る職務。「国司巡行部内」(弘仁式・主税)。  
 六正税として納められた船が貸し出され(出奉)、  
 秋の収穫を待つて利権を加えて返済された。国  
 司が部内を巡行する時(戸令に「勸務農功こと  
 みざるに、正税船の貸し出しがおこなわれた、  
 と本説話では記されているのであろう。  
 七未詳。本説話以外に所伝をみない。八護摩  
 婆多の訳の業師如来本願經・一卷、玄奘の訳の  
 業師琉璃光如来本願功德經・二卷、などがある。  
 九業師琉璃光如来本願功德經によれば、高皇羅  
 (一〇)大将、伐折羅(一一)大将、迷念羅(一二)大将、  
 安底羅(一三)大将、傾羅羅(一四)大将、理底羅(一五)  
 大将、因達羅(一六)大将、波夷羅(一七)大将、摩虎  
 羅(一八)大将、真達羅(一九)大将、招杜羅(二〇)大  
 将、馬羯羅(二一)大将。二正税船の貸し出し條  
 の人に疑をさす。二紀高皇足をさす。  
 三業師琉璃光如来本願功德經に、善悪を識し  
 らず愚蒙無智なる者は「一旦之者來、其心不壹」  
 とされる。「善師見乍來時(丈夫論・佛物

風に遇ひて舟破れ、波に撃たれて人亡ぬ。ただし一のみ存り、身を怒りて像を  
作る。定めて知る、妙見の大なる助と測ふ者の信ふ力とを。

賤しき沙弥の乞食を刑罰ちて現に頓に悪しき死の報  
を得る縁 第三十三

紀直吉足は、紀伊国日高郡別里の椅家長公なり。天骨悪しき性にして困  
果を信はず。延暦四年乙丑の夏五月に、国司部内を巡行りて正税を給ふ。  
其の郡に至り、正税を下ひて百姓に班す。一の自度有り。字を伊勢沙弥と曰  
ふ。薬師経の十二薬叉神の名を誦持ちて、里を歴て食を乞ふ。正税を給ふ人に  
就きて稻を乞ひ、厥の凶しき人の門に鑿りて乞ふ。彼の乞ふ者を見れども乞ふ  
物を施さず、其の荷へる稻を散し、また袈裟を剥ぎて拍ち還す。沙弥逃げて其  
の別寺の僧坊に隠る。凶しき人逐ひて捕へ、また己が門に將て大石を拳持ちて  
沙弥の頭に当てて、迫りて曰はく「其の十二薬叉神の名を読み我れを呪縛せ  
よ」といふ。沙弥なほ辞ひ、凶しき人なほ強ふ。強ひて逼るに勝はず、一遍読  
みて逃く。然うして後久しからずして地に躡れて死ぬ。更に疑ふべからず、護

施品)など、「昆」と表現されるはあいが少なく  
ない。三 観のかたわでなく類題で出挙された  
のである。四 若諸比丘、弘法出家、剃除  
鬚髮、被著袈裟、一切天人阿修羅、皆心  
供養(大方広十輪經・註相品)。袈裟は特別に尊  
崇された。五 未詳。六 どうせできるはずが  
ないだろう、という氣持ちで言っている。  
七 中巻三十五縁。護法が沙弥を守護する例  
として、中巻二縁、下巻十縁がある。  
八 中巻二縁に類似表現がみえる。  
九 菩薩。一 求失之者、麟角皇土、有夫可取  
(兜網經古亦記下本。原口裕)。二 闍提(中  
巻二十二縁)。三 求德之者、斷じ善者身  
徳可録(梵網經古亦記下本。原口裕)。  
四 以下に經典からの長文の引用がつけられ  
る。「瞻瞻華雖萎、勝於諸華、破戒諸比丘、  
獨勝諸外道(大方広十輪經・註相品)。瞻瞻は  
キンコウボク。一 説、出家人過以下は大方広十  
輪經にみえない。二 梵網經古亦記下本に、又十  
輪云として古句花雖萎以下は全文がみえる  
(文証)。三 梵網經古亦記下本に、上文につ  
けて、解云として全文がみえる(文証)。来  
迎經本の体裁にしたがって、「今此義解云以下  
を訓注とした。  
三 取意の文。四 大方廣論・施品品の取意。

一 出典未詳。二 雜譬喻經に「財不足、惜者、以  
財是五家之分、盜賊水火鼠雀、五家忽至、  
一旦既尽、故曰不足惜也」とみえる。鼠宝の  
六日経疏廣鈔二十八に「五家所共者、譬  
經云、夫財者五家共有、不能独用」とあり、  
所謂五家者、一 懸官非、理未其、二 盜賊  
來劫奪、三 忽然為水漂流、四 火起不覺、五  
燒、五 患子無理費用」とみえるが、本説話から

法の罰を加ふることを。自度の師たりといへども、なほし忍の心をもちて闍よ。  
身を隠せる聖人、凡の中に交るが故に。惘然く過無くは、慙に探りて毛を吹  
きて疵を求むべからず。失を求むれば、三賢十聖すら、失有りて誹るべし。徳  
を求むれば、法を誘ひと善を断つひとすら徳有りて美むべし。所以に十輪  
經に云はく「奮奮の花は萎むといへども、なほ諸の余の花に勝る。戒を破れる  
諸の比丘も、なほ諸の外道に勝る。出家の人の過を説くは、もし戒を破るひと  
ももし戒を持つひともし、もし戒有るひともし戒無きひともし、もし過有るひ  
とももし過無きひともし、説く者は万徳の仏の身より血を出すに過ぎたり」との  
たまふ今此の義解に云はく「血を出すと仏の道を障るること能はず。僧の過を説く時は、多  
くの人の信を壊り、彼の煩惱を生じ、聖の道を障るが故なり。是の故に菩薩は彼の徳を棄れ、失  
を棄れず」と。像法決疑經に云はく「未來の世の中に、俗官比丘をして税  
を輸さしむることなかれ。もし税を奪はば、罪を得ること量無し。一切の俗人  
は、三宝の牛馬に乗騎ること得ず。三宝の奴婢と六畜とを搦打つこと得ず。  
其の三宝の奴婢の礼拝むを受くこと得ず。もし犯すひと有らば、みな殃咎を  
得む」とのたまふ。また經論に説きたまふが如し「慙の心多き者は、是れ泥土  
なりといへども金玉より重す。慳貪の人は、糞土を乞ふと聞きてなほし慙惜し

の引用である可能性もある。  
第三十四縁 慶雲による治病を説く。  
一 未詳。本説話以外に所伝をみない。「あざめ」と  
いう訓みは春日政治の説。二 和歌山市。  
三 七六二年。六 腫は頸部の腫瘍。七 疔は  
腫瘍。八 いかなる信業か、という具体相は述  
べられない。九 罪業を消滅させて病氣を治す  
方法の中では善行をおこなうことが最高である。  
一〇 滅罪差病と行善とを比較した表現では  
ない。一一 未詳。一二 般若心経一能除一切  
苦。一三 般若波羅蜜多心経。一四 未詳。本説話以  
外に所伝をみない。一五 行者とあるはあ、本書  
では慶雲をさすことが多い。  
一六 中巻三十三縁。第六大願、願我來世得  
菩提時、若諸有情、其身分劣諸根不具、醜陋  
頑愚、盲聾瘡癩、癱瘓瘡癩、白癩癩狂、種種病  
苦、聞我名已、一切皆得端正點鬚、諸根完  
具、無諸苦患(薬師疏廣鈔如來本願功德經)。  
以下に卷數がつけられるが、たとえば三千  
卷は、卷の経を三千度読む意。  
一七 中巻二十四縁。金剛般若経を誦誦して  
「曇」が治つた例に、金剛般若経具録記・救護  
王昌言がある。一八 中巻二十縁。  
一九 觀世音菩薩。天平四年(三)八月の皇居  
職解に書名がみえるのが日本での初出。「受持  
斯經一七日七夜、諸難消滅、衆罪消滅、如向  
果報(觀世音菩薩經)。  
二〇 伽藍摩訶止持の王手手眼觀世音菩薩大円満  
無礙大悲心陀羅尼經にみえる陀羅尼。上文に存  
した觀世音菩薩經に關する記述がここでは消え、  
かわりに王手陀羅尼に關する記述があらわれて  
いる。これがいつたい何を意味しているのか、  
あきらかではない。智礼の觀無量壽經疏妙宗